

# 令和元年度、2年度の議会改革の検討項目（たたき台）

## 議会・委員会運営のあり方関係

### 1 諮問事項

二元代表制の一翼を担う議会は、知事等の執行機関に対する政策提言という重要な機能を有しており、その機能が今まで以上に機動的かつ効果的に発揮される、議会・委員会運営のあり方の検討（試行の検証を含む。）

### 2 検討項目

#### （1） 試行中の取組の検証

- ① 「政策提言型特別委員会」の検証と今後の運営のあり方
- ② 「情報端末の活用」の検証と今後の府議会の情報化・ICT化のあり方

#### （2） 前期の議会改革の取組で「今後の課題」とされたもの

- ① 意見・提言のあり方（予算・決算特別委員会）【別紙1】
- ② 請願・陳情の審査のあり方（常任委員会） 【別紙1】

H31.3政策調整会議「議会基本条例の検証結果」の答申中、評価「2」（不十分であり、努力が必要）とされたもののうち、これまで具体的対応策が府議会で検討されていないもの

- ③ 特別委員会のあり方 【別紙2】  
（委員会の数、テーマの設定、正副議長を除く全議員参画の是非）

H31.3議会運営委員会「委員会における政策提案・提言機能の強化について」の答申中、「改選後に議論が必要」とされたもの

**■ 請願・陳情の処理・審査(9条3項)・「2」(不十分であり、努力が必要)****○評価の理由**

- ・大量の請願がなされ、採択件数と大きく隔たっている現状の処理・審査のあり様について、概ねできていると評価する意見もあるが、意見が分かれており、今後の検討の必要性を指摘する趣旨により、不十分であり、努力が必要であるとする。

**○委員意見等**

- ・大量請願の処理・審査のあり方について検討が必要
- ・請願について「誠実かつ適切な処理及び審査」は実施されている。
- ・請願者の説明機会が確保されていない等「誠実かつ適切な処理及び審査」になっていない。

**■ 点検・監視等を行った場合の知事等への措置要求(12条2項)**

・「2」(不十分であり、努力が必要)

**○評価の理由**

- ・知事に求めるべき「適切な措置・対応」を記載することとなっている「意見・提言」の現状は、記載内容が不十分であり、努力が必要である。

**○委員意見等**

- ・決算審査を9月定例会に前倒しし、決算審査の結果を「意見・提言」にまとめ、予算の措置状況報告を知事に求めるという仕組みそのものは、議会の点検・監視等の機能を強化するものとして評価
- ・「意見・提言」で①書面審査での詳細な議論が大雑把にまとめられており、内容を見ただけでは理解されない、②適切な意見であっても少数意見の場合は省略されてしまうことが課題

(議会改革検討小委員会) (抜粋)

[特別委員会]

■ 特別委員会は、政策提案・提言機能の強化を図るため、政策提案・提言につながる深掘りする特定のテーマを委員間討議の上、決定し、テーマに沿った調査・研究を行う「政策提言型特別委員会」を各委員会の判断の下、任意に実施してはどうか。また、特定のテーマに係る調査結果を、委員間での討議を踏まえて、政策提案・提言として取りまとめてはどうか。

■ なお、特別委員会については、委員会の数やテーマの設定、正副議長を除く全議員が参画していることの是非など、特別委員会のあり方について、改選後に別途議論が必要ではないか。

